

興津弥五右衛門の遺書（初稿）

森鷗外

青空文庫

某儀^{それがぎ}今年^{こねん}今月^{こんげつ}今日^{こんにち}切腹^{せつぷく}して相^{あい}果^{いは}候事^{はてそら}いかにも唐突^{とうとつ}の至^{いた}にて、弥五右衛門^{めろろうもん}奴老^{めらう}耄^{もう}したるか、乱心^{らんしん}したるかと申候者^{まうしうこうしや}も可有^{これあるべし}之候^はえども、決して左様^{さやう}の事^{こと}には無^な之候^は。某^{それがち}致^ち仕候^してより以来^{いらい}、当国^{ふなおかやま}船岡山^{ふなおかやま}の西麓^{さいろく}に形ばかりなる草庵^{そうあん}を営み罷^{まかりあり}在^{あり}候^{あり}えども、先主人^{しやうしゆじん}松向寺^{しょうこうじ}殿御逝^{でんぎよ}去遊^{きよ}ばされて後^ご、肥後国^{ひごのくに}八代^{やつしろ}の城下^{じやうしや}を引払^ひいたる興津^{おきつ}の家^けは、同国隈本^{くまもと}の城下^{じやうしや}に在^{あり}住候^{すま}えば、この遺書^{いしよ}御目^{ごめ}に触^ふれ候^{あり}わば、はなはだ慮外^{りょがい}の至^{いた}に候^{あり}えども、幸便^{もつ}を以^{もつ}て同家^{どうけ}へ御送届^{ごそうく}下^{くだ}されたく、近隣^{きんりん}の方々^{かたがた}へ頼^{たの}み入^いり候^{あり}。某^{それがし}年来^{そんねん}桑門^{そうもん}同様の渡世^{どうざい}致^ちしおり候^{あり}えども、根^{こん}性^{じやう}は元の武士^{ぶし}なれば、死後^{しご}の名^な聞^{きこ}の儀^ぎもつとも大切^{たいせつ}に存^{ぞん}じ、この遺書^{いしよ}相^{あい}認^い置^{いた}き候事^はに候^{あり}。

当庵^{かやう}は斯様^{かよう}に見苦^みしく候^{あり}えば、年末^{ねんまつ}に相迫^{あいせ}り相果^{あい}て候^{あり}を見られ候^{あり}方々^{かたがた}、借財^{かざい}等のため自殺^{じそく}候様^{こうざう}御推量^{ごすいりやう}なされ候事^はも可有^{これあるべし}之候^はえども、借財^{かざい}等は一切^{いっけつ}無^なき某^{それがち}、厘毛^{りんもう}たりとも他人^{たにん}に迷惑^{めいわく}相掛^{あいかけ}け申^{まう}さず、床^{とこ}の間^{のま}の脇^{わき}、押入^{おしり}の中^{のちゆう}の手箱^{てのこば}には、些^さ少^{しょう}ながら金子^{きんぎ}貯^{たくわ}えおき候^{あり}えば、茶^だの費用^{だひ}に御当^{ごたう}て下^{くだ}されたく、これまた頼^{たの}み入^いり候^{あり}。前文隈本^{くまもと}の方^{かた}へは、某^{それがち}頭^{あたま}を剃^そりこくりおり候^{あり}えば、爪^{つま}なりとも少々^{さうじやう}この遺書^{いしよ}に取添^{とけぞ}え御遣^{ごかわ}し下^{くだ}され候^{あり}わば仕合^{しあ}せ申^{まう}すべく候^{あり}。床^{とこ}の間に並^{なら}べ有^あ之候^{あり}御位牌^{いはい}三基^{さんき}は、某^{それがち}が奉公^{つかまつ}仕^{つかまつ}りし細川^{ほしかわ}越中^{えちゅう}守^{まもり}忠興^{ただおき}入道^{にゅうだう}宗立^{そうたて}三斎^{さんさい}

殿御事松向寺殿を始^{はじめ}とし、同越中守忠利殿御事妙解院殿、同肥後守光尚殿御三方に候
えば、御手数ながら粗略に不相^{あいならざるよう}成様、清浄なる火にて御焼滅下されたく、これまた頼
入り候。某が相果て候今日は、万治元^{つちのえいぬのとし}戊戌^{きのと}年十二月二日に候え、さる正保二乙^{きのと}
酉^{とり}十二月二日に御逝去^{ごせいきよ}遊ばされ候松向寺殿の十三回忌に相当致しおり候事に候。

某^{それがし}が相果候仔細^{しさい}は、子孫にも承知致^{いた}させたく候え、概略左に書残し候。

最早^{もはや}三十余年の昔に相成り候事に候。寛永元年五月安南船長崎^{あんなんせん}に到着候節、当時松向
寺殿は御薙髮遊ばされ候てより三年目なりしが、御茶事^{ちやじ}に御用いなされ候珍らしき品^{そと}
買求め候様仰含められ、相役^{あいやく}と兩人にて、長崎へ出向き候。幸なる事には異なる伽羅^{きやら}の
大木渡来致しおり候。然^{しか}るところその伽羅に本木^{もとき}と末木^{うらき}との二つありて、はるばる仙台よ
り差下^{さした}され候伊達権中納言殿の役人ぜひと本木の方を取らんとし、某も同じ本木に
望を掛け、互にせり合い、次第に値段をつけ上げ候。

その時相役申候は、たとい生命なりとも、香木^{こうぼく}は無用の翫物^{がんぶつ}に有^{これあり}之、過分の大金
を擲^{なげう}ち候事は不可^{しからず}然^{しよせん}、所詮本木を伊達家に譲り、末木を買求めたき由申候。某申候
は、某は左様には存じ申さず、主君の申つけられ候は、珍らしき品を買求め参れとの事な
るに、このたび渡来候品の中にて、第一の珍物はかの伽羅に有之、その木に本末^{もとすえ}あれば、

本木の方が、尤物ゆうぶつ中の尤物たること勿論もちろんなり、それを手に入れてこそ主命を果すに当
 るべけれ、伊達家の伊達を増長致させ、本木を譲り候ては、細川家の流を洗けがす事と相成可
 と申候。相役嘲笑あざわらいて、それは力ちから瘤こぶの入れどころが相違せり、一国一城を取るか遣や
 るかと申す場合ならば、飽くまで伊達家に楯たてをつくがよろしかるべし、高が四畳半の炉ろに
 くべらるる木の切れならずや、それに大金を棄すてんこと存じも寄らず、主君御自身にてせ
 り合われ候わば、臣下として諫め止め申すべき儀なり、たとい主君がしいて本木を手に入
 れたく思召されんとも、それを遂げさせ申す事阿諛便佞あゆべんないの所為しよゐなるべしと申候。当時未だ
 三十歳に相成らざる某それがし、この詞を聞きて立腹致し候えども、なお忍んで申候は、それはい
 かにも賢人らしき申条もうしじょうなり、さりながら某はただ主命と申物が大切なるにて、主君あ
 の城を落せと仰せられ候わば、鉄壁なりとも乗取り申すべく、あの首を取れと仰せられ候
 わば、鬼神なりとも討果たし申すべくと同じく、珍らしき品を求め参れと仰せられ候えば、
 この上なき名物を求めん所存しよぞんなり、主命たる以上は、人倫の道に悖り候事は格別、その
 事柄に立入り候批判がましき儀は無用なりと申候。相役いよいよ嘲笑いて、お手前とても
 その通り、道に悖りたる事はせぬと申さるるにあらずや、これが武具などならば、大金に
 代うとも惜しからじ、香木に不相応なる価を出さんとせらるるは、若輩じゃくはいの心得違なり

と申候。某申候は、武具と香木との相違は某若輩ながら心得居る、泰勝院殿の御代に、蒲生殿申され候は、細川家には結構なる御道具あまた有之由なれば拝見に罷いずべしとの事なり、さて約束せられし当日に相成り、蒲生殿参られ候に、泰勝院殿は 甲 冑 刀 劔 弓 鎗の類を陳ねて御見せなされ、蒲生殿意外に思されながら、一応御覧あり、さて実は茶器拝見致したく参上したる次第なりと申され、泰勝院殿御笑いなされ、先きには道具と仰せられ候故、武家の表道具を御覧に入れたり、茶器ならばそれも少々持合せ候とて、はじめ御取り出しなされし由、御当家におかせられては、代々武道の御心掛深くおわしまし、かたがた歌道茶事までも堪能に渡らせらるるが、天下に比類なき所ならずや、茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大札、先祖の祭祀も総て虚礼なるべし、我等この度仰を受けたるは茶事に御用に立つべき珍らしき品を求むる外他事なし、これが主命なれば、身命に懸けても果たさでは相成らず、貴殿が香木に大金を出す事不相応なりと思され候は、その道の御心得なき故、一徹に左様思わるるならんと申候。相役聞きも果てず、いかにも某は茶事の心得なし、一徹なる武刃者なり、諸芸に堪能なるお手前の表芸が見たと申すや否や、つと立ち上がり、旅館の床の間なる刀掛より刀を取り、抜打に切つけ候。某が刀は違柵の下なる刀掛に掛けあり、手近なる所には何物も無之故、折しも五月の

事なれば、燕子花かきつばたを活けありたる唐金からかねの花瓶つかを掴みて受留め、飛びしがりて刀を取り、抜合せ、ただ一打に相役を討果たし候。

かくて某それがしは即時に伽羅きやらの本木もとぎを買取り、杵築きつきへ持帰り候。伊達家の役人は是非ぜひなく末木うらぎ

を買取り、仙台へ持帰り候。某は香木を松向寺殿に参らせ、さて御願ひ申候は、主命大切

と心得候ためとは申ながら、御役に立つべき侍さむらい一人討果たし候段、恐入り候えば、切腹お

附おせつけられたしと申候。松向寺殿きこしめ聞召され、某に仰せられ候は、その方が申条一々もつ

とも至極しごくなり、たとい香木は貴からずとも、この方が求め参れと申つけたる珍品に相違な

ければ、大切と心得候事当然なり、総て功利の念をもて物を視候みわば、世の中に尊き物は

無くなるべし、ましてやその方が持帰り候伽羅は早速さつそくた焚き試み候に、希代きたいの名木なれば、

「聞く度に珍らしければ郭ほととぎす公いつも初音の心地こそすれ」と申す古歌もとに本づき、銘を

初音とつけたたり、かほどの品を求め帰り候事天晴あつぱれなり、ただし討たれ候侍の子孫遺恨を

含みいては相成らずと仰せられ候。かくて直ちに相役の嫡子ちやくしを召され、御前において盃

を申つけられ、某それがしは彼者かのものと互に意趣ぞんを存すまじき旨誓言致し候。

これより二年目、寛永三年九月六日主上しゅじょう二条の御城へ行幸遊ばされ、妙解院殿へか

の名香を御所望有之、すなわちこれを献ぜらる、主上えいかん歡感有りて、「たぐひありと誰か

はいはむ末^{すゑ}匀^{とほ}ふ秋より後のしら菊の花」と申す古歌の心にて、白菊と名づけさせ給^{たま}う由承候。某が買求め候香木、畏^{かしこ}くも至尊の御賞美を被^{こうむ}り、御当家の誉と相成り候事、存じ寄らざる仕合せと存じ、落涙候事に候。

さりながら一旦切腹と思定め候某、竊^{それがし}に時節を相待ちおり候ところ、御隠居松向寺殿は申に及ばず、その頃の御当主妙解院殿よりも出格の御引立を蒙^{こうむ}り、寛永九年御国替^{くにがえ}の砌^{みぎり}には、松向寺殿の御居城八代^{やつしろ}に相詰め候事と相成り、あまつさえ殿御上京の御供にさえ召^{めしぐ}具せられ、繁務に逐^おわれ、空しく月日を相送り候。その内寛永十四年嶋原征伐^{しまばらせいばつ}と相成り候故松向寺殿に御暇相願い、妙解院殿の御旗^{はたもと}下に加わり、戦場にて一命相果たし申すべき所^{しよぞん}存^{ぞん}のところ、御当主の御武運強く、逆徒^{ぎやくと}の魁^{かい}首^{しゅ}天草四郎時貞を御討取遊ばされ、物数^{ものかず}ならぬ某^{それがし}まで恩賞に預^より、宿望相遂げず、余命を生延^{いきのそと}び候。

然^{しか}るところ寛永十八年妙解院殿存^{ぞん}じ寄^よらざる御病氣にて、御父上に先立ち、御逝^{せい}去遊^{きよ}ばされ、肥後守殿の御代と相成り候。ついで正保^{しょうほう}二年松向寺殿も御逝去遊^{せい}ばされ、これより先き寛永十三年には、同じ香木の本末を分けて珍^{ちん}重^{ちゆう}なされ候仙台中納言殿さえ、少^{わか}林^{かばやし}城^{じょう}において御逝去なされ候。かの末木の香は、「世の中の憂きを身に積^{しばふ}む柴^{しばふ}舟^ねやたかぬ先よりこがれ行らん」と申す歌の心にて、柴舟と銘し、御珍蔵なされ候由に

候。その後肥後守は御年三十一歳にて、慶安二年にわか俄に御逝去遊ばされ候。御臨終の砌みぎり、嫡ち子六丸殿御幼少なれば、大国の領主たらんこと覺束おぼつかなく思召され、領地御返上なされ
たき由、上様うへさまへ申上げられ候処、泰勝院殿以来の忠勤を思召され、七歳の六丸殿へ本領
安堵あんど仰附けられ候。

某それがしは当時退隱たいいん相願くまもとい、限本を引払い、当地へ罷越まかりこし候えども、六丸殿の御事心
に懸かかり、せめては御元服遊げんぷくばされ候まで、よそながら御安泰を祈念致したく、不識しらず不
知しらずあまたの幾月を相過あひすごし候。

然るところ去承応二年六丸殿は未だ十一歳におわしながら、越中守に御成り遊ばされ、
御名告なのりも綱利つなとしと賜わり、上様の御覺おんおぼえ目出たき由消息有之、かげながら雀躍じゃくやく候事
に候。

最早某が心に懸かり候事毫末ごうまつも無之、ただただ老病にて相果て候が残念に有之、今年
今月今日殊に御恩顧ごうむを蒙り候松向寺殿の十三回忌を待得候まちぞうて、遅ればせに御跡を奉したい
慕つり候。殉死は国家の御制禁せいきんなる事、篤とくと承知候えども壮年の頃相役を討ちし某が死遅
れ候迄までなれば、御咎とがめも無之かと存じ候。

某平生朋友等無之候えども、大徳寺清宕和尚せいとうおしょうは年来入懇じつこんに致しおり候えば、こ

の遺書国許へ御遣わし下され候前に、御見せ下されたく、近郷の方々へ頼入り候。この遺書蠟燭の下にて認めおり候ところ、只今燃尽き候。最早新に燭火を点候にも及ばず、窓の雪明りにて、皺腹搔切候ほどの事は出来申すべく候。

万治元 戊戌年十二月二日

皆々様

興津弥五右衛門華押

この擬書は翁草に拠つて作つたのであるが、その外は手近にある徳川実記（紀）と野史とを参考したに過ぎない。皆活板本で実記（紀）は続国史大系本である。翁草に興津が殉死したのは三斎の三回忌としてある。しかし同時にそれを万治寛文の頃としてあるのを見れば、これは何かの誤でなくてはならない。三斎の歿年から推せば、三回忌は慶安元年になるからである。そこで改めて万治元年十三回忌とした。興津が長崎に往つたのは、いつだか分からない。しかし初音の香を二条行幸の時、後水尾天皇に上つたと云つてあるから、その行幸のあつた寛永三年より前でなくてはならない。しかるに興津は香木を隈本へ持つて歸つたと云つてある。細川忠利が隈本城主になったのは寛永九年

だから、これも年代が相違している。そこで丁度^{ちようど}二条行幸の前寛永元年五月安南国から香木が渡った事があるので、それを使って、隈本を杵築^{きつき}に改めた。最後に興律は死んだ時何歳であつたか分らない。しかし万治から溯^{さかのぼ}ると、二条行幸までに三十年余立っている。行幸前に役人になつて長崎へ往つた興津であるから、その長崎行が二十代の事だとしても死ぬる時は六十歳位にはなつてゐる筈^{はず}である。こんな作に考証も事々^{ことごと}しいが、他日の遺忘のためにただこれだけの事を書き留めておく。

大正元年九月十八日

青空文庫情報

底本：「カラー版日本文学全集」 森鷗外」 河出書房新社

1969（昭和44）年3月30日初版発行

初出：「中央公論」

1912（大正元）年10月

入力：川山隆

校正：門田裕志

2008年3月24日作成

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫（<http://www.aozora.gr.jp/>）で作られました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランティアの皆さんです。

興津弥五右衛門の遺書（初稿）

森鷗外

2020年 7月18日 初版

奥 付

発行 青空文庫

URL <http://www.aozora.gr.jp/>

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL <http://aozora.xisang.top/>

BiliBili <https://space.bilibili.com/10060483>

Special Thanks

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー <http://aohelp.club/>
※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。
<http://tokimi.sylphid.jp/>